

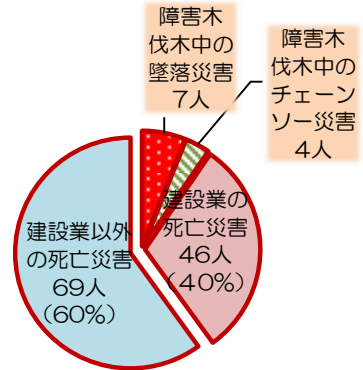
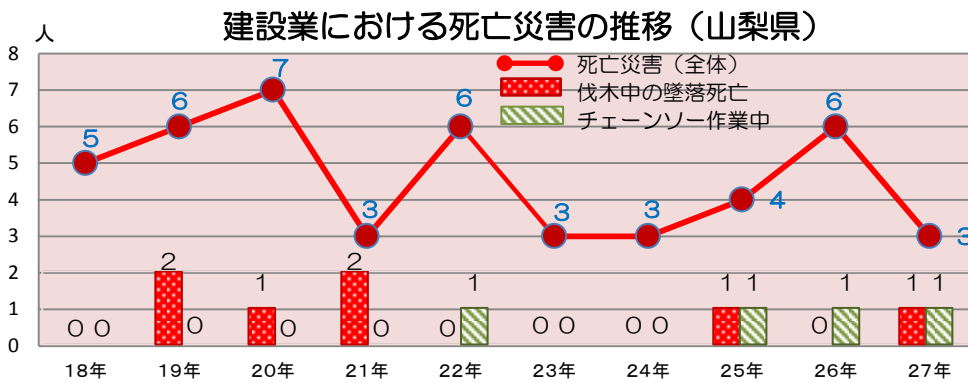
伐木作業に従事する皆さまへ

障害木除去作業中に斜面等からの墜落・転落による死亡災害が多発しています!!

山梨労働局 各労働基準監督

山梨県内では、建設工事関係での障害木伐木作業中に、斜面等からの墜落による死亡災害がこの10年間に7人と頻発しています。発生状況を見ると、支障となる立木の伐木を行う際に墜落防止措置（親綱設置、安全帯の使用等）が不十分なため、斜面や路肩から墜落・転落してしまう災害が後を絶たない状況です。

また、上記の墜落死亡災害に加え、チェーンソーによる障害木伐木作業においても、伐倒木が裂け、頭部に激突するなどの死亡災害が平成22年以降4人となっています。伐木作業中の死亡災害については、この10年間で建設業の全死亡災害の24%を占めており、労働災害防止対策の一層の取組が必要となっています。



平成18～27年の死亡災害割合

山梨県内における近年の障害木除去作業中の墜落・転落死亡災害一覧

番号	発生日 発生地	年齢 性別	業種 職種	事故の型 起因物	災害の概要	イラスト
①	19.6.4 南アルプス市	77 男	砂防工事 土工	墜落・転落 地山	治山工事現場において、岩盤の発破後に残った切り株を除去する作業を行っていたところ、河床までの斜面約28mを転落したものの。被災者は、安全帯にロリップを付け、親綱に取り付けて作業をしていたが、転落時には、ロリップが親綱から外れていた。	
②	19.10.1 北杜市	67 男	道路建設 伐採工	墜落・転落 地山	県道防災工事における法面の支障木の伐倒作業中に、伐倒する立木と近くの電線との接触防止のために、立木を引っ張るワイヤーロープを立木にかけようと、はしごを使って作業をしていたところ、はしごと共に約7m下の県道に墜落したものの。	
③	20.8.20 大月市	47 男	道路建設 伐木作業員	墜落・転落 立木等	林道開設工事において、勾配38度の法面で支障木の楓（直径7cm、曲がり木）を高さ1.5mの位置でチェーンソーにより伐倒した際に、バランスを崩したか、跳ねた木に当たり約28m下に転落した。	
④	21.2.17 身延町	72 男	その他 法面工	墜落、転落 その他の用具	防災工事現場で親綱を作業箇所から約4mほど法面に垂らし、法尻より約23mの高所において法面上の木の切り株を取り除く作業に従事していたところ、足を滑らせ、とっさに親綱に掴まろうとしたがロリップ部分を握ったと思われ、ロリップが親綱から外れ、転落した。	
⑤	21.11.10 甲州市	58 男	その他 法面工	墜落、転落 地山	落石防止のための法面保護工事現場の斜度52度の法面において、削孔機の移設作業を行っていたところ、法面上を約80m転落した。	
⑥	25.5.2 丹波山村	51 男	その他の事業 測量補助	墜落・転落 地山	被災者は、法面測量作業のため、測量に使用するミラーポールを持って山中に入った。測点付近（道路面から高さ約27m、勾配50～54度）において、道路上の作業員から、立ち位置について無線指示を受けていたところ、足元が崩れてバランスを崩し、近くの木を掴んだが木が折れ転落した。	
⑦	27.7.1 上野原市	64 男	建設業 土木作業員	墜落、転落 その他の用具 (ロープ)	伐倒木を引っ張って移動させるため、ロープを伐倒木の両端に結び付けていたが、その状態のままロープの内側で玉切りしていたところ、伐倒木が法肩からずり落ち、被災者はロープに足をすくわれ、斜面を約25m滑落した。	
8	27.9.16 身延町	76 男	農林業 伐採作業員	墜落、転落 立木等	近くの曲がり木を足場にして、チェーンソーで道路上部斜面のけやきの伐木作業を行っていたところ、チェーンソーをけやきから抜こうとした際、樹皮にひっかかり、その後急に抜けたため、バランスをくずして約7m下の道路に墜落した。	

(注) 番号に○のついているものは公共工事を示す。

斜面等の高所における作業時の安全対策を徹底しましょう！

基本的対策

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では、作業床の設置（安衛則第518条第1項）が、設置が困難なところでは防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等の措置（安衛則第518条第2項）が義務づけられています。また、高さ2メートル以上の作業床の端等には囲い、手すり等の設置（安衛則第518条第2項）が、設置が困難なところでは防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等の措置（安衛則第518条第2項）が義務づけられています。

ロープ高所作業の新設

- 例外的にロープで身体を保持する「**ロープ高所作業**」を用いざるを得ない場合があり、過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、労働安全衛生規則を改正し、「**ロープ高所作業**」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられています。（安衛則第539条の2、5 安衛則第36条）

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。）（安衛則第539条の2より）

ロープ高所作業 改正 厚生労働省

検索



チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（抜粋）

3 伐木作業

平成27年12月7日 基発1207第3号

(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor156-54-1-0.htm>)

①安全衛生教育

- ・大径木、偏心木等に係る特別教育を修了すること（労働安全規則第36条第8号）。
- ・チェーンソー作業に係る特別教育を修了すること（労働安全規則第36条第8号の2）。
- ・チェーンソー作業を行う労働者に5年ごとに安全衛生教育を受講させること（安全衛生教育指針別表14）。

②作業前の準備

- ・通路、他の作業者の位置、地形等、立木の周囲の状況、環境の確認。
- ・樹種、重心、つるがらみなど立木の状態の確認。
- ・安全な伐倒方向の確認。（右図）
- ・かん木、浮き石等、作業中危険の生ずるおそれのあるものをとりのぞくこと。

③立入禁止及び退避

- ・伐倒作業時、立木の樹高の2倍の区域内への伐倒者以外の立入りを禁止。
- ・隣接して伐倒作業を行う場合は、立木の樹高の2.5倍の区域内への伐倒者以外の立入りを禁止。
- ・退避ルートを選定と整備。
- ・合図前の伐倒者以外の退避確認。
- ・伐倒者の退避。

④基本的伐倒作業

- ・概要 正しい追い口切り、受け口切りによること。同一形状のくさびを2個以上使用すること。
- ・手順 予備合図⇒受け口切り⇒追い口切り⇒本合図⇒くさびの打ち込み⇒追い口の浮きを確認⇒待避

④基本的伐倒作業（続き）

- ・受け口切り
 - 1) 根張り切り（必要に応じ）
 - 2) 伐根直径の1/4以上の深さの受け口（胸高直径70cm以上の場合は1/3）
 - 3) 30-45度で受け口の斜め切り
※下切りと斜め切りの会合線は一致
- ・追い口切り
高さは、受け口の高さから2/3程度。
つる幅は、抜根直径の1/10程度。
※くさびでのこ道を確認
- ・伐倒と退避
 - 1) 重心を移動するためのくさびの打ち込みと、追い口切りを交互に実施。
 - 2) 複数のくさびを使用するときは同一形状で同じ厚さのものを使用。
 - 3) 最後にくさびを打ち込んで伐倒。
 - 4) 追い口が浮いたらただちに退避。

⑤追いづる切り

- ・偏心の程度が著しい立木、裂けやすい木では、追いづる切りが有効。
- ・追い口を切る際、受け口の反対側の幹を残し、突っ込み切りから水平に追い口を作る。（突っ込み切りの際はキックバックに注意）
- ・最後に追いづるを切って伐倒する。

⑥かかり木

- ・かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインに沿って行う。